

佐伯 監督署からの お知らせ

令和5年9月発行



佐伯労働基準監督署 安全衛生課

☎ 876-0811

佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎 3階

☎ 0972-22-3421 FAX 0972-24-0934



管轄区域

佐伯市・津久見市・臼杵市

令和5年労働災害発生状況 (7月末現在)

※ 死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による死傷者数を除くものとする。

全産業では増加傾向、特に建設業で大幅増加！

◇ 全産業での死傷者数 **89人** (令和4年同期比+21.9%)

◇ 主な増加業種は、

- ・ 建設業 19人 (同比+111.1%)
- ・ 製造業 29人 (同比+7.4%)
- ・ 保健衛生業 10人 (同比+42.9%)

【令和5年の死傷災害の発生状況】

- ◆ 事故の型別では、多い順に転倒 (26%)、墜落、転落 (16%)、はさまれ、巻き込まれ (13%)、動作の反動、無理な動作 (10%) となっている。
- ◆ 特に災害が増加している建設業においては、**墜落、転落**による災害が前年比4件、移動式クレーン等による**はさまれ、巻き込まれ**災害が前年比3件増加している。
- ◆ 労働者の作業行動に起因する災害が3分の1以上 (36%) を占めている。また、転倒による死傷者数の6割以上 (61%) が60歳以上の高齢労働者において発生している。

令和5年 労働災害発生状況 7月末

佐伯監督署	令和4年		令和5年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	0	73	0	89	0	+16

< 主要業種別内訳 >

業種	令和4年	令和5年	増減
製造業	27	29	+2
造船業	15	5	▼10
建設業	9	19	+10
運輸交通業	5	7	+2
農林業	8	7	▼1
第三次産業	22	25	+3
商業	8	7	▼1
保健衛生業	7	10	+3
接客娯楽業	3	0	▼3
清掃・と畜業	1	2	+1

※ 労働者死傷病報告 (休業4日以上) の受理件数を集計したもので、死傷者数には死亡者数を含む。
※ 鉱業、貨物取扱業、畜産水産業、第三次産業の一部の業種は業種別内訳に表示していない。

令和5年度

全国労働衛生週間

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第74回を迎えます。

本年度は、

目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

- ✓ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取等の実施を徹底しましょう。
- ✓ 医療保険者から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

※ 詳細はこちらからご確認ください



2023 10 October

日 月 火 水 木 金 土
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

準備期間：9/1(金)～9/30(土)

労働衛生週間説明会

本年度の衛生週間説明会は、津久見会場で開催します。お間違えのないようお願いいたします。

開催日時 9月13日(水) 14時から

開催場所 津久見市民会館

(津久見市津久見浦3825、100)

説明会内容

佐伯署担当者からの説明に加え、保健所、受動喫煙防止の講演を予定しています。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

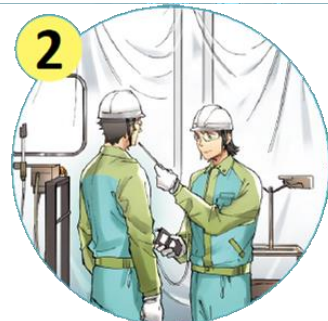
4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象



4 化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」*が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から!!

※

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

船舶の石綿対策、知っていますか？

Q 船舶にも事前調査は必要なの？

A 鋼製の船舶を解体・改修する際は、事前調査が必要です。

Q 事前調査結果等の報告は必要なの？

A 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶は必要です。

Q 事前調査は資格が必要なの？

A 鋼製の船舶を解体、改修する事前調査は、次に掲げる者が行う必要があります。

- ・船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

「14次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

第14次労働災害防止計画の指標の達成状況の把握を通じて、事業場の安全衛生管理の自主的な改善に役立てていただくため、「14次防取組状況点検票」の記入及び提出に御協力願います。

「14次防取組状況点検票」は右下の二次元バーコードからダウンロードしていただき、佐伯労働基準監督署あてに、電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出してください。

大分労働局 14次防



大分県の
最低賃金
が変わります！
令和5年10月6日より

45円UP!

854円

899円

< 時間額 >